

連帯保証人の責任について

『連帯保証人』とは、『保証人』より責任範囲が広く、契約者と同等の責任を負います。ただし、連帯保証人の債務負担は、住宅使用請書に記載の極度額が限度となります（極度額は、家賃の2ヶ月分です。）。

市営住宅使用請書 8条

「連帯保証人は、入居者と連帯して家賃の納入その他の住宅使用に関する一切の責任を負担します。なお、本契約が更新された場合においても同様とします。

ただし、本請書から生じる連帯保証人の債務の負担は、第2項に定める家賃の2ヶ月分を限度額とし、極度額に記載する額を限度とします。」

市が債務の返済（滞納家賃の支払等）を連帯保証人に求めた場合、連帯保証人には、先に契約者に催告することを求める権利（催告の抗弁権）や先に契約者の財産について執行することを求める権利（検索の抗弁権）がありません（民法第454条）。

契約者に対して2人の連帯保証人がある場合でも、極度額を限度として債権者（福井市）はその債務全額（家賃滞納等）を各連帯保証人に請求することができます（連帯保証人が均等に負担するものではありません。）。

このため、契約者が家賃を滞納した場合、福井市は連帯保証人に対して滞納家賃全額（極度額の範囲内）を請求することとなります。

連帯保証人が死亡した場合は、その相続人が連帯保証も相続することになります（相続放棄した場合は除く。）。

一度連帯保証人になると、原則として、連帯保証人を辞めることはできません。

ただし、契約者が、滞納家賃が無い状態で、連帯保証人変更手続きを完了した場合にはこの限りではありません。

以上の内容をご理解ご承知くださいますようお願いします。